

第2回浜田市農業委員会総会会議議事録

令和3年3月26日(金)午前9時30分

浜田市役所 4階 講堂 A B

1 出席委員

【農業委員】

1番 原田 義一	3番 佐々木 京子	6番 野上 省三	9番 河崎 健
10番 宮崎 龍生	12番 高橋 伸幸	13番 大崎 健太	14番 中田 善喜
15番 林 秀司	16番 佐々森 義見	17番 渡辺 弘之	18番 奥迫 忠幸
19番 松山 純久			

【推進委員】

1番 前田 正典	3番 永見 繁廣	4番 小谷 保雄	5番 小川 明人
6番 領家 悟	8番 岡本 定文	9番 藤若 裕香	10番 橋本 安延
11番 串崎 美之	12番 小松原 常雄	13番 渡邊 弘登	14番 河野 恒弘
14番 近重 邦昭	16番 田村 邦麿	17番 岡田 勝	18番 大谷 数義
19番 長野 昭三			

2 欠席委員

2番 三浦 寿紀、4番 柿元 信次、5番 川本 聖光、7番 岡本 健治、
8番 青葉 真、11番 玉田 一、2推 徳田 マスエ

【農業委員会事務局】

木屋事務局長、佐々木農地係長

【農林振興課】

藤井主事、松本会計年度任用職員

【しまね農業振興公社】

植本農地集積相談員

<p>会 長</p>	<p>おはようございます。ただいまから第 2 回浜田市農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>今年は非常に天候が良すぎて、桜も例年より早く咲いています。全国的にはコロナが発生しており、松江でも発生しております。幸いにも浜田市では最近出ておりませんが、お互いに気を付けたと思います。</p> <p>本日の欠席は、2 番 三浦農業委員、4 番 柿元農業委員、5 番 川本農業委員、7 番 岡本委員、8 番 青葉農業委員、11 番 玉田農業委員、2 番 徳田推進委員以上 7 名の方から欠席の届出が出ております。</p> <p>本日の議事録署名者は、6 番 野上委員、9 番 河崎委員です。よろしく申し上げます。</p>
<p>会 長</p>	<p>では、議事に入ります。</p> <p>議第1号、農用地利用集積計画の策定について、議決を求めます。それでは、事務局の説明をお願いします。</p>
<p>係 長</p>	<p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の策定についてご審議のうえ、農業委員会の議決をいただきたいと思ひます。</p> <p>それでは座って説明させていただきます。事前に農用地利用集積計画（案）と利用集積一覧表を送付しておりましたが、そちらをご覧ください。農用地利用集積計画（案）についてですが、農業者の皆さまからの申し出に基づいて計画の方を策定しております。今回、申し出のありました利用権設定は、178 件、405 筆、691,608 m²となっております。</p> <p>申し出のありました利用権設定につきましては、農業経営基盤強化促進法の第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えております。</p> <p>公告日は3月29日を予定しており、利用権設定については開始日を令和3年4月1日以降としております。農用地利用集積計画（案）については、以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。</p>
<p>会 長</p>	<p>以上で、事務局の説明が終わりました。皆様方の中で、何かご意見がございましたら、ご発言願ひます。どなたか、ございませぬか。</p>

3 番 佐々木委員	18ページのNo. 52で、江津市から作りに来られるようだが、賃借料毎月売り上げの1/10となっているが、何をつくられるのか。
係 長	柿をつくられる予定です。毎月売り上げの1/10は、今年初めて作られるため、売り上げがいくらになるかわからないため、率にされたようです。
3 番 佐々木委員	期間は9カ月となっているが。
係 長	一旦9カ月でされて、その後は1年とかの単位で更新されるようです。
会 長	他に、ございませんか。 無いようですので、今回の農用地利用集積計画案についてご承認いただける方の挙手をお願いします。
委 員	～全委員 挙手～
会 長	ありがとうございました。それでは、ご承認いただきましたので、そのように処理いたします。
会 長	続きまして、議第2号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。
局 長	農業委員会等に関する法律第6条第1項第1号の規定により、農地の所有権移転や農地の転用などの審議をお願いいたします。 農地法第3条申請では、農地を耕作目的で売買、貸借、贈与など、所有権の移転や使用収益権の設定、移転などについて、ご審議いただきます。 総会資料3ページからになります。また、別冊の『総会案件現況写真』及びA3版『転用等案件箇所一覧』もご覧ください。 1号について、説明いたします。申請地は、資料3ページ、ゼンリン地図は4ページ、図面番号①、現況写真は、1ページ上段をご覧ください。申請地は、周布町の田です。場所は、周布公民館から約600m

	<p>南東の 1 町内です。この申請は、譲渡人から譲受人が売買で、申請地を取得するものです。このたびの申請地と併せて、譲受人の耕作面積は 65 a 余りとなり、下限面積基準を満たしております。</p> <p>取得後のすべての農地を利用すること、労働力、地域との関係などをみても問題なく、不許可要件である農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可相当であると考えます。</p> <p>農地法第 3 条申請については、以上 1 件でございます。</p>
会 長	<p>ただ今、事務局から第 3 条申請についての説明がありました。1 号について、私の担当地区のため、報告します。</p>
会 長	<p>譲渡人はご年配でありかつ、体調もあまり優れておりません。譲受人は、地元では相当な面積を作っておられます。そういうことで、別段問題はないと思っております。</p>
会 長	<p>以上で、第 3 条申請について説明が終わりました。皆様方から何かございましたらお願いします。</p> <p>ございませんか。</p> <p>では、採決に入ります。</p> <p>第 3 条申請についてご承認いただける農業委員の方の挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>～挙手 多数～</p>
会 長	<p>ありがとうございました。以上で農地法第 3 条申請については承認されましたので、そのように処理をいたします。</p>
会 長	<p>続きまして、議第 3 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。</p>
局 長	<p>それでは、農地法第 5 条申請について、説明いたします。</p> <p>農地法第 5 条申請は、農地の所有者など権利を有する者から他の者が権利を取得して、農地以外の用途に転用したいというものです。</p> <p>事業計画変更 1 号及び 1 号について説明します。申請地は、資料 5 ページ 1 段目と 2 段目、ゼンリン地図は 7 ページ、図面番号②、現</p>

況写真は、1 ページ中段をご覧ください。申請地は、三隅町河内の畑です。場所はアゼーリみずすみから約 1.4km 北西の下河内です。申請地は、農用地区域外、都市計画区域外で、農地区分は第 2 種農地に該当します。当該申請の変更事業内容は、一時転用による仮設住宅で、変更の内容は、工期の変更で、平成 30 年 1 月 24 日から令和 3 年 4 月 30 日まで許可を受けていたものを、令和 3 年 10 月 31 日までとして 6 カ月延長するために、事業計画変更と 5 条申請をされたものです。

2 号について、説明いたします。申請地は、資料 5 ページ 3 段目、ゼンリン地図は 8 ページ、図面番号③、現況写真は、1 ページ下段をご覧ください。申請地は、下府町の畑です。場所は、国府公民館から約 470m 南東の 5 町内です。申請地は、農用地区域外、都市計画区域内の第 2 種中高層住居専用地域で、農地区分は、第 3 種農地に該当します。当該申請の転用目的は個人住宅で、周囲は住宅化が進んでいる地区で、影響は無いように思われます。

3 号について、説明いたします。申請地は、資料 5 ページ 4 段目、ゼンリン地図は 9 ページ、図面番号④、現況写真は、2 ページ上段をご覧ください。申請地は、周布町の田です。場所は、周布公民館から約 120m 東の 4 町内です。申請地は、農用地区域外、都市計画区域内の第 1 種住居地域で、農地区分は第 3 種農地に該当します。当該申請の転用目的は、宅地分譲で、資料 10 ページには始末書が添付されており、許可なく田を造成していたことが書かれています。事業概要については、水路の新設や、農地との境界にはブロック積みをするなど対策をとられるため、問題はないと考えられます。

4 号、5 号について、現地が同じ場所にあるため、一括して説明いたします。申請地は、資料 5 ページ 5 段目から 6 ページ 1 段目、ゼンリン地図は 11 ページ、図面番号⑤、現況写真は、2 ページ中段をご覧ください。4 号の申請地は、上府町の畑です。5 号の申請地は、同町の畑です。場所は、浜田児童相談所から約 800m 北東の天神です。申請地は、農用地区域外、都市計画区域内の用途指定なしで、農地区分は第 2 種農地に該当いたします。当該申請の転用目的は、4 号が駐車場で 5 号が個人住宅の庭です。

6 号について、説明いたします。申請地は、資料 6 ページ 2 段目、ゼンリン地図は 12 ページ、図面番号⑥、現況写真は、2 ページ下段をご覧ください。申請地は、下府町の畑です。場所は、下府公民館から約 100m 北東の 5 町内です。申請地は、農用地区域外、都市計画区域内の第 2 種中高層住居専用地域で、農地区分は、第 3 種農地に該当します。当該申請の転用目的は、使用貸借による個人住宅の計

	<p>画があり、生活排水については、下水道に接続して処理する計画です。隣接地に耕作している農地はなく、大きな影響は無いものと思われま</p> <p>7号について、説明いたします。申請地は、資料6ページ3段目、ゼンリン地図は13ページ、図面番号⑦、現況写真は、3ページ上段をご覧ください。申請地は、旭町今市の田です。場所は、浜田市旭支所から約370m西の小谷城です。申請地は、農用地区域外、都市計画区域内の第1種住居地域で、農地区分は第3種農地に該当します。当該申請の転用目的は、使用貸借による個人住宅です。生活排水については、下水道に接続する計画であり、隣接する農地は譲渡人の所有であることから周辺への影響は少ないように思われます。</p> <p>8号について、説明いたします。申請地は、資料6ページ4段目、ゼンリン地図は14ページ、図面番号⑧、現況写真は、3ページ中段をご覧ください。申請地は、上府町の田です。場所は、上府保育園から約400m北東の久畑です。申請地は、農用地区域外、都市計画区域内の用途指定なしで、農地区分は第2種農地に該当します。当該申請の転用目的は、個人住宅で、資料15ページには始末書が添付されており、農地法の知識がなくすでに着手されています。生活排水は合併浄化槽を設置し、雨水は既設の水路に接続するため、問題はないと思われま</p> <p>農地法第5条申請については、以上8件でございます。</p>
会 長	<p>ただ今、第5条申請についての説明がありました。担当委員さんから補足説明がありましたらお願いします。</p> <p>事業計画変更1号及び1号について、11番 串崎委員 お願いします。</p>
11番 串崎委員	<p>3月15日に玉田委員と事務局とで現地確認をいたしました。先ほど事務局より説明があったように、何ら問題はないと思います。</p>
会 長	<p>2号、4号、5号、6号、8号について、一括して14番 中田委員もしくは 河野委員 お願いします。</p>
14番 中田委員	<p>先般、河野委員と事務局とで回らせてもらいました。各箇所とも住宅化されており、農地には影響はないと思われま</p>

	<p>ほどよろしくお願ひします。</p>
会 長	<p>3号について、私の担当地区のため、報告します。</p>
会 長	<p>先般、現地に事務局と行きました。すでに、この辺りは住宅が建 っておりまして、排水路も整備されており別に問題はないと思いま すので、よろしくお願ひします。</p>
会 長	<p>7号について、10番 宮崎委員 もしくは 橋本委員 お願ひし ます。</p>
10番 宮崎委員	<p>只今の事務局の説明のとおりで、譲渡人と譲受人は親子同士であ り、写真の上の方が、現在、2世帯で住んでおられる家があり、そ の隣に家を建てられるようです。写真左側の農地は全て譲渡人の所 有であるため、問題はないと思ひます。</p>
会 長	<p>以上で、第5条申請について全て説明が終わりました。皆様方か ら何かございましたらお願ひします。 ございませんか。</p>
6番 領家委員	<p>変更1号と1号の現地のすぐ近くに住んでいます。建物付近に、 管理道と排水路がありますが、この管理をどうするか、前回許可し たこの場では意見がなかったんでしょうか。と言うのも、自分たち の集落で、この管理道や排水路を清掃しており、20人くらいしかい ない集落で大変困っています。こういう意見があつたということ を残しておいてもらいたいです。</p>
局 長	<p>一時転用でありますので、期間満了となりましたら、地元の方と も話をさせていただき、支障がない様に整理をしてもらうようにし たいと思ひます。</p>
6番 領家委員	<p>地元の美化には参加されないの、そういうことでしたらお願ひ します。</p>

会 長	<p>その他ありませんか。 それでは、採決に入りたいと思います。 第 5 条申請についてご承認いただける農業委員の方の挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>～挙手 多数～</p>
会 長	<p>ありがとうございました。以上で農地法第 5 条申請については承認されましたので、そのように処理をいたします。</p>
会 長	<p>続きまして、議第4号、転用統制外証明願について、事務局の説明をお願いします。</p>
係 長	<p>それでは、転用統制外証明願、いわゆる非農地証明願についてご説明いたします。非農地証明は、登記簿上の地目は田や畑などの農地であっても、農地法が施行された昭和 27 年 10 月 1 日以前から農地以外の用途で利用されてきたもの、自然災害により被災、埋まってしまったもの、自然荒廃や耕作放棄により概ね 20 年以上放置し再び農地として利用される可能性の無いものなどに対して農業委員会が認めて交付されるものです。地目変更登記申請などに必要な証明です。</p> <p>1 号について、説明いたします。資料 16 ページ 1 段目、ゼンリン地図は 17 ページ、図面番号⑨、現況写真は、3 ページ下段をご覧ください。申請地は、上府町の畑です。場所は、上府保育園から約 800m 東の久畑です。当該申請地は、年月日不詳により耕作はされておらず現況原野という案件で、先月の総会でも同じ場所で承認をいただいておりますが、治山ダムの整備の予定があり申請されたものです。</p> <p>2 号について、説明いたします。資料 16 ページ 2 段目、ゼンリン地図は 18 ページ、図面番号⑩、現況写真は、4 ページ上段から 5 ページ上段をご覧ください。申請地は、三隅町井野の田畑です。場所は、井野公民館から約 2.6km 北東の大口です。当該申請地も、年月日不詳より耕作はされていないという案件です。</p> <p>転用統制外証明願は、以上 2 件です。</p>
会 長	<p>ただ今、事務局から転用統制外証明願についての説明がありましたが、担当委員さんから補足説明がありましたらお願いします。</p>

	<p>1号について、14番 中田委員 もしくは 河野委員 お願いします。</p>
14番 中田委員	<p>この案件は、集落から離れており、畑としての機能はなく、竹林となっております。特に工事にも影響はないと思います。</p>
会 長	<p>2号について、5番 小川委員 お願いします。</p>
5番 小川委員	<p>先般 15日に川本委員と事務局とで現地に行きましたが、中々現地に入れるような状態ではありませんでした。もうどうしようもない状態ですのでよろしくお願いします。</p>
会 長	<p>ありがとうございました。以上で、転用統制外証明願についての説明が全て終わりました。皆様方から何かございましたらお願いします。 ございませんか。</p>
会 長	<p>では採決に入ります。転用統制外証明願につきまして、ご承認される方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>～挙手 多数～</p>
会 長	<p>ありがとうございました。以上で転用統制外証明願については承認されましたので、そのように処理をいたします。 続きまして、協議、報告事項について、事務局の説明をお願いします。</p>
係 長	<p>それでは農地付き空き家の別段面積の指定について報告します。 この制度は、浜田市空き家バンクに登録された空き家に附随した農地であれば、下限面積の要件が1aからでも取得できる制度です。 1号については、資料 19 ページ、図面番号⑪、現況写真は、5 ページ中段と下段をご覧ください。対象となる空き家は、内村町松羽にある物件で、場所は美川公民館から約 1.0km 南東です。農地は家屋の前の2筆で、3条申請については、来月提出される予定と伺って</p>

	<p>おります。</p> <p>担当農業委員さん・推進委員さんの確認の元「空き家に附随する農地」に該当すると判断しました。</p> <p>以上、報告します。</p>
会 長	<p>以上で報告が終わりました。この件につきまして、皆様方から何かありましたらお願いします。</p> <p>そのほかについて、皆様方から何かありましたらお願いします。</p> <p>ほかにありますか。</p> <p>以上を持ちまして、第2回総会を終了します。</p>

終了 午前10時20分